

《説明会で配布した資料》

三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について

1 現状

(1) 三次市の人口減少，少子化

令和4年度 市内小学校21校のうち 完全複式学級 5校
一部複式学級 4校
市内中学校12校のうち全学年1学級 8校

(うち1校は全学年10名未満)

(2) 学校規模及び配置の適正化の基本方針策定（平成22年8月）から12年が経過

(3) 小中一貫教育の成果を踏まえた学校，保護者，地域住民等の協働による豊かな学校教育の実現の必要性

(4) ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などのテクノロジーの発展に伴う国のGIGAスクール構想によるタブレットやPCなどを積極的に活用した新たな学習方法の充実

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大の社会への長期的な影響による学校教育の役割の見直し

2 基本方針の内容

教育委員会方針	
方針	<p>児童生徒は，学級や部活動等それぞれの集団において，個性が自由に発揮され，それが認められることによって，個性の伸長を図ることができ，豊かな人間性や社会性，生きる力を育成することができる。そのためには，ある程度の集団を有する学校規模を確保することが望ましいと考える。</p> <p>ただし，適正規模については，学級数や児童生徒数等の市内一律の基準を設けるのではなく，各地域の実情を勘案し，児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から，弾力的に検討していくものとする。</p>
適正化の対象	小学校及び中学校
学校規模の適正化に向けた基本的な方策	<p>児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から，答申に基づき学校規模及び配置の適正化の検討を始める時機の目安を次のとおりとする。</p> <p>《学校の適正化の検討を始める時機》</p> <p>【小学校】 「全学年が複式学級」となった時点，もしくは更に小規模化が進み「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点</p> <p>【中学校】※1 「複式学級」となった時点，もしくは更に小規模化が進み「1つの学年で生徒数がゼロ」となった時点</p> <p>ただし，学校規模適正化の検討を始める時機に関する目安にかかわらず，保護者や児童生徒，地域住民等の関係者に，早めに学校状況を伝える等の積極的な取組を行う。</p>
学校規模及び配置の適正化	<p>児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために学校規模及び配置を適正化する際の進め方は，次のとおりとする。</p> <p>なお，三次市が取り組んできた小中一貫教育の実績及び成果を踏まえつつ，さらにそれを充実，発展させることを前提に，保護者や地域住民等と十分に協議し一様に進めるので</p>

<p>に向けた具体的な方策</p>	<p>はなく、各学校区の状況に合わせて行う。</p> <p>1 現状の情報提供（取組事例：別紙）</p> <p>教育委員会から、積極的に保護者や地域住民等に情報提供及び情報発信を行い、児童生徒一人ひとりの学びについて考える。その上で、学校規模の大小に関わらず児童生徒の基礎的な教育環境としての学級、学校の規模及び配置の適正化について、小中一貫教育を基盤とした各校、各校区の成果や課題を検証しながら、行政、保護者及び地域が十分に協議し、結論を出していくこととする。</p> <p>2 ICTの利活用による豊かな教育機会の保障（取組事例：別紙）</p> <p>(1) 小小連携、中中連携、他市町の学校との連携等の様々な連携を行い、その際にはオンラインを積極的に活用することで多様な学習グループを編成し、それを基盤とした様々な学習機会を提供する。</p> <p>(2) オンラインやAIなどを学習方法や教材として積極的に活用することで、児童生徒一人ひとりに最適な学習機会を創出し、学力保障やその向上に努める。</p> <p>(3) 教職員が、教育活動の充実に積極的に取り組むことができるよう、ICTの積極活用により校務の効率化、軽減を図る。</p> <p>3 小中一貫教育の充実、発展とその魅力（特に小規模校）の発信</p> <p>(1) 学校、家庭、地域の連携協力のもと各学校の小中一貫教育の取組をより充実、発展させる観点から、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）（※2）の設置やその活性化を図る。</p> <p>(2) 小中一貫教育の実績、成果に基づく多様な学校が存在する三次市の特長を生かすために、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、小中一貫教育を基盤とする各学校、とりわけ小規模校の魅力発信やその充実を図る。</p> <p>4 学校規模の適正化策の検討</p> <p>(1) 適正化の具体策については、保護者や地域住民と十分に協議し、状況に応じた方法により行う。</p> <p>(2) 児童生徒、保護者、地域住民の意見を踏まえ、児童生徒の豊かな教育環境をどのように保障するか観点から、隣接する複数の小学校又は中学校の統合を含めた検討を行う。</p> <p>(3) 統合による適正化を行う場合は、児童生徒や保護者、地域住民の不安や動揺を最小限とするよう関係校の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合までの間の準備や関係児童生徒の交流等について十分な配慮を行うほか、学習面・精神面に配慮した体制づくりに努める。</p>
-------------------	---

※1 中学校の適正化の検討を始める時機

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による。

※現在の広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準では、複式学級を有する学校には複式学級を解消する加算措置があるため複式学級にはならないことから、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における「複式学級」になった時点を目安とする。

※2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

学校運営に保護者や地域住民の意見を反映させ、一緒に協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進める制度のこと。学校運営協議会の主な役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、③教職員

の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる、の三つがある。

※3 小規模特認校制度

従来の通学区域は残したまま、小規模校を対象に、通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認める学校選択制度のこと。

《参考資料》 (令和3年 三次市教育委員会 「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について」 から抜粋)

1 小規模校及び中・大規模校の特徴

小規模校及び中・大規模校の特徴

		メリット	デメリット
小規模校	学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個に応じたきめ細やかな指導が行いやすい。 ○意見や感想を発表できる機会が多くなる ○異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な活動や校外学習を機動的に行うことができる。 ○複式学級においては、児童が相互に学びあう活動を充実させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●運動会・文化祭・遠足修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 ●体育科の球技や音楽科の合奏・合唱のような集団学習の実施に制約が生じる。 ●多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。 ●同学年や学級内の児童生徒数が少ないため、切磋琢磨する環境をつくりにくい。 ●複式学級では、実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
	生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 ○様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ●教職員への依存心が強まる可能性がある。 ●部活動等の種類が限定される。
	学校運営他	<ul style="list-style-type: none"> ○運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 ○地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員一人当たりの校務分担や行事に関わる負担が大きい。 ●部活動の指導者の確保が難しい。 ●平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが難しい。
中・大規模校	学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。 ○学級の枠を超えた少人数指導や学年内での教職員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ●集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の人間関係が希薄化する場合がある。

生活面	○新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。	●児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
	○指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細やかな指導が可能となる。	●児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握しきめ細やかな指導を行うことが困難であり問題行動が発生しやすい場合がある。
学校運営他	○児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教職員との人間関係に配慮した学級編制ができる。	●児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
	○クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。	●特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当や調整が難しくなる場合がある。
	○学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。	●教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

『「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月文部科学省)』を参考に記述

- ・学校規模の標準 … 12学級以上18学級以下の学校
- ・中規模校 … 各学年で複数の学級を編制できる学校
- ・小規模校 … 標準規模を大きく下回る学校
- ・大規模校 … 25学級以上の学校

2 国の示す学校規模の標準

学校規模の標準は、国の法令等により、次のとおり規定されている。

	小学校	中学校	
学級数 ^{※1}	12学級以上18学級以下を標準とする。 ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。		
通学距離 ^{※2}	おおむね4km	おおむね6km	
※3 学級編制	同学年で編制する学級	35人 (令和7年度まで段階的に移行)	40人
	2の学年の児童生徒で編制する学級(複式学級)	16人 (第1学年の児童を含む場合にあっては、8人)	8人
	特別支援学級	8人	8人

※1 学級数：学校教育法施行規則

※2 通学距離：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

※3 学級編制：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものです。今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとされており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。

令和3年度 市内小中学校の規模

< 小学校 >

学校規模	完全複式校	複式学級を有する学校	クラス替えができない規模	全学年ではクラス替えができない規模	半分以上の学年でクラス替えができる規模	標準規模
学級数 ※特別支援学級を除く	3	4～5	6	7～8	9～11	12～18
該当校	河内小学校 粟屋小学校 青河小学校 小童小学校 八幡小学校	田幸小学校 川西小学校 甲奴小学校 作木小学校	酒河小学校 神杉小学校 和田小学校 川地小学校 君田小学校 布野小学校 吉舎小学校 みらさか小学校 三和小学校		三次小学校	十日市小学校 八次小学校

< 中学校 >

学校規模	複式学級を有する学校	クラス替えができない規模	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模		標準規模
学級数 ※特別支援学級を除く	1～2	3	4～5	6～8	9～11	12～18
該当校		川地中学校 甲奴中学校 君田中学校 布野中学校 作木中学校 吉舎中学校 三良坂中学校 三和中学校	三次中学校	塩町中学校 八次中学校	十日市中学校	